

みどり市再生可能エネルギー発電設備の
設置の規制に関する条例

事前協議及び許可申請等の手引き

令和2年7月

みどり市 都市建設部 建築指導課

目 次

1	みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例について	2
2	再生可能エネルギー発電設備の設置に許可が必要となる保全地区又は事業区域の面積	2
3	許可申請手数料	3
4	再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き	3
	(1) 事前協議の手続き	4
	(2) 近隣住民等との協議の手続き	8
	(3) 許可申請の手続き	9
5	再生可能エネルギー発電設備の設置に関する許可基準	11
6	事業計画の変更等の手続き	15
7	完了の手続き	15
8	再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し	15
9	是正勧告・是正命令	16
10	土地所有者等に対する措置	16
11	違反事実の公表	16

1 みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例について

みどり市では、再生可能エネルギー発電設備の設置に関して、豊かな自然環境と景観の保護を図るとともに、市民の生活環境の保全に寄与するため、「みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例」を制定し、令和2年10月1日から施行します。

この条例では、自然環境の保護及び生活環境の保全のため、再生可能エネルギー発電設備の設置について配慮が必要な地区を保全地区として指定し、当該地区内における再生可能エネルギー発電設備の設置に関する全ての事業、又は事業区域の面積が1,000平方メートル以上である再生可能エネルギー発電設備の設置に関する全ての事業を許可の対象としています。

ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する事業については、対象外としています。

用語の解説

再生可能エネルギー発電設備	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備(送電に係る電柱等を除く。)
保全地区	自然環境若しくは景観の保護又は生活環境の保全のため、再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する必要がある地区
事業者	電気事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備を設置する事業(木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。)を計画し、これを実施する者
事業区域	事業を行う土地(再生可能エネルギー発電設備に付属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。)であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域
近隣住民	事業区域の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建築物を所有する者
該当自治会	地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、事業区域の境界から100メートル以内の区域を含む自治会
近隣住民等	近隣住民及び該当自治会の区域に居住する者

2 再生可能エネルギー発電設備の設置に許可が必要となる保全地区又は事業区域の面積

「みどり市再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例」で指定する保全地区内で行う事業、又は事業区域の面積が1,000平方メートル以上である事業(以下「大規模事業」という。)は、市の許可が必要になります。

保全地区	
1	森林法の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域
2	宅地造成等規制法の規定により指定された宅地造成工事規制区域
3	都市計画法の規定により定めた風致地区
4	その他市長が指定する区域

地域森林計画の対象森林	
	森林法第5条
	問合せ先 群馬県桐生森林事務所(電話 0277-52-7373) みどり市農林課(電話 0277-76-1937)
宅地造成工事規制区域	
桐生笠懸区域	宅地造成等規制法第3条第1項
	問合せ先 みどり市都市計画課(電話 0277-76-1903)
風致地区	
高津戸風致地区 山寺山風致地区 阿左美風致地区	都市計画法第8条第1項
	問合せ先 みどり市都市計画課(電話 0277-76-1903)

3 許可申請手数料

保全地区内で行う事業又は大規模事業は、許可申請を行う際1件につき以下の申請手数料が必要となります。

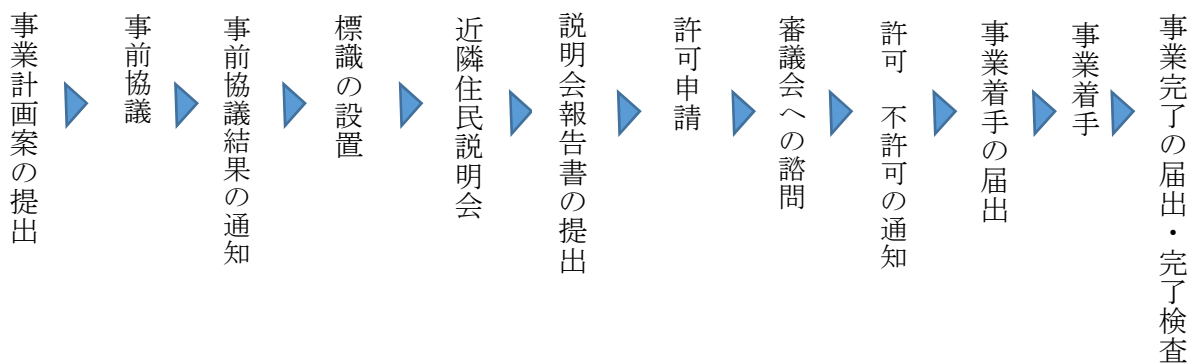
区分	手数料
許可の申請	30,000円
変更の許可の申請	20,000円

4 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き

保全地区内で行う事業又は大規模事業の許可の申請をしようとする事業者は、事業区域ごとに事業に関する計画を定め、市長と事前に協議しなければなりません。

市長との事前協議終了後、事業に関する計画の周知を図るため、事業区域に標識を設置すると共に、近隣住民等に対して協議（説明会開催等）を行わなければなりません。

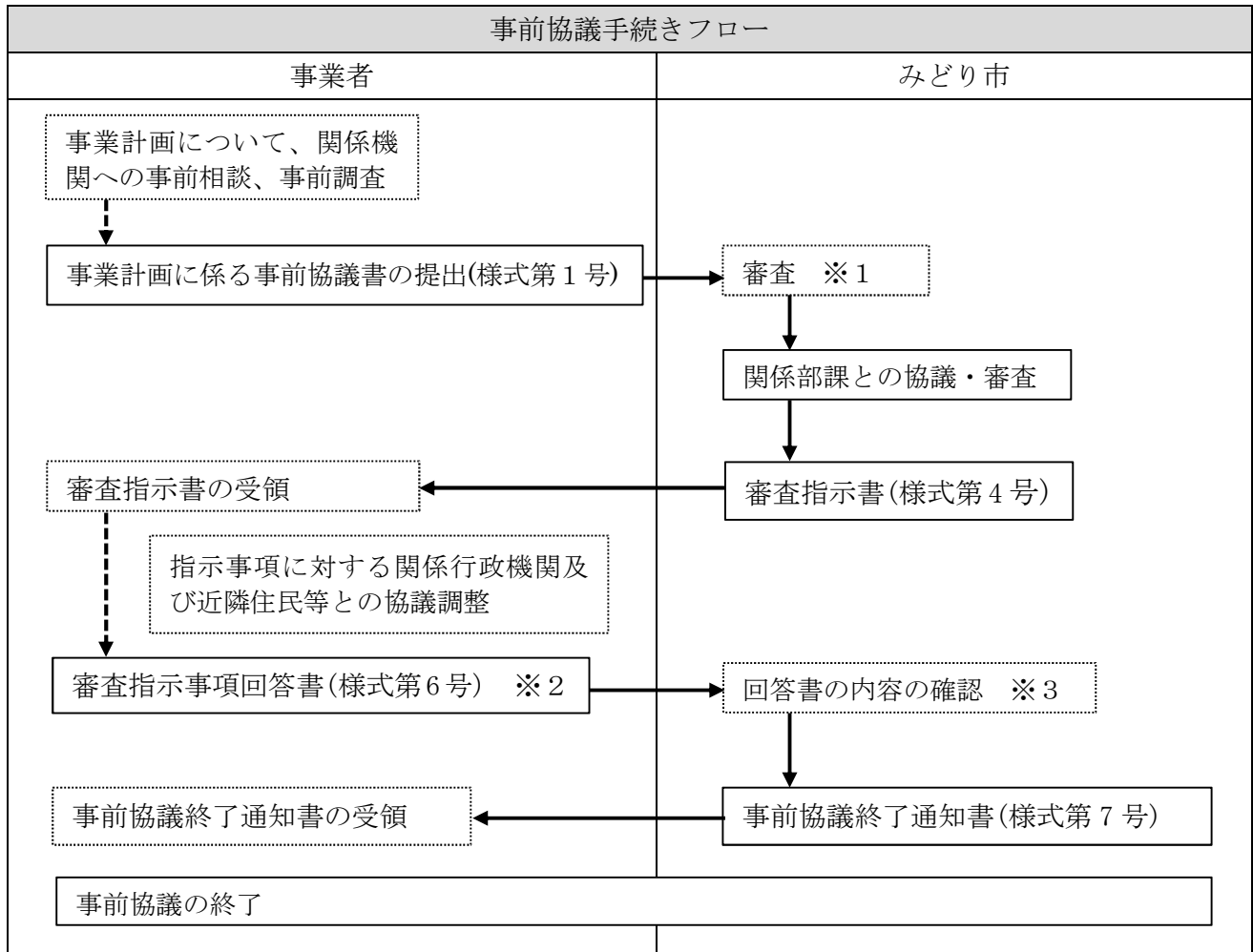
標準的な手続きフロー



(1) 事前協議の手続き

事業者から市へ「事業計画に係る事前協議書」(様式第1号)を提出してください。

提出部数 正本1部、副本8部、合計9部、電子データ 一式



※1 現地調査を実施する場合は、必要に応じて事業者の立会いが必要になります。

※2 (1) 関係行政機関、近隣住民等との調整の結果、審査指示事項の内容に適合する見込みがないと判断したときは、「事前協議取下書」(様式第5号)を市に提出してください。

(2) 「審査指示事項回答書」(様式第6号)には、市からの審査指示事項に適合していることが確認できる書類を添付してください。

※3 回答内容が不十分な場合には、再度の指示又は事前協議の取下げを指示することがあります。

※4 提出した事業計画に係る事前協議の内容を変更するときは、事業計画変更届出書(様式第8号)に変更内容が確認できる書類を添付し、市へ提出してください。

事業計画に係る事前協議書に添付する書類
<p>1 事業者及び工事施行者の住民票の写し又は法人の登記事項証明書 事業者が個人の場合、その住民票の写し(発行後3ヵ月以内のもの)、法人の場合、法人の登記事項証明書(発行後3ヵ月以内のもの)を添付してください。</p>

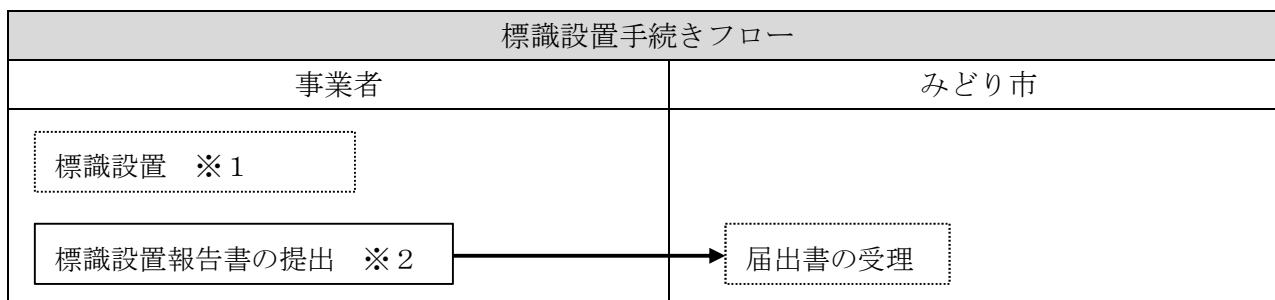
2	事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
3	<p>事業者及び工事施工者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用がある事を証する書類</p> <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置工事に係る資金計画書 ・融資証明書又は残高証明書 ・納税証明書（法人税、所得税） <p>工事施工者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業の許可証の写し ・再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する実施経歴書 ・事業者と工事施工者の契約書の写し又は見積書
4	<p>事業者及び工事施工者が条例第 12 条第 2 項第 3 号に該当しないことを誓約する書類</p> <p>該当事項 ・みどり市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等がその事業活動を支配するとき。</p>
5	事業区域に係る土地の位置を示す図書
6	土地利用計画平面図
7	造成計画平面図及び断面図
8	排水計画平面図及び断面図
9	擁壁の背面図及び断面図
10	再生可能エネルギー発電設備の構造図及び着色した透視図
11	<p>維持管理に係る計画書(様式第 2 号)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備（変電設備等の付属施設を含む）の点検計画（点検業者、点検頻度、点検内容）及び事業区域の管理等（管理者、管理内容）について記載してください。</p>
12	<p>立地環境に関する概要書(様式第 3 号)</p> <p>事業区域の立地環境及び事業区域周辺の状況について記入してください。</p>
13	<p>市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得状況 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 16 条第 1 項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況 ・事業者以外の者が土地の権利を有する場合は、土地使用承諾書及び印鑑証明書 ・反射光シュミレーション図(四季ごとの太陽光の入射角及び反射角を示した図書) ・事業区域の境界から周囲 100 メートル以内の土地及び建築物を明示した図書 ・事業者による再生可能エネルギーの調達に係る特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電設備の廃棄費用(撤去及び処分費用)の積立計画に関する書類 <p>平成 30 年 4 月の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)の改定に伴う廃棄費用の積立に関する計画書(経済産業省・資源エネルギー庁へ提出する様式の写し可)</p>

添付する図面等に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
公図	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域を明示(朱枠) 道路(赤)、水路(青)、色塗り 地目、地積、所有者名 転写日、転写者 		発行後3ヵ月以内のもの
事業区域に係る土地の位置を示す図書	<ul style="list-style-type: none"> 方位 再生可能エネルギー発電設備の設置位置及び区域 	1/10,000	みどり市地形図の白図
	<ul style="list-style-type: none"> 道路や目標となる土地及び施設等(公共施設、河川等) 	1/2,500	みどり市地形図の白図
土地利用計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 土地の地番及び形状、方位 町、字の境界及び名称 事業区域周辺の保全地区 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積 再生可能エネルギー発電設備の設置位置、形状、寸法 変電設備の位置、形状、寸法 緩衝帯の位置、形状、寸法 再生可能エネルギー発電設備周辺や事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法 事業区域に接する道路の幅員及び形状 送電に係る電柱の位置 その他災害を防止するための施設の位置 	1/500以上	事業区域の求積図を添付
造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 切土、盛土の施工範囲及び範囲を示す杭の設置位置 盛土を行う際の形状、勾配等を示す丁張りの設置位置 擁壁の位置 排水施設の位置及び流下方向 その他災害を防止するための施設の位置 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号等を付すこと 造成を行わない場合は、その旨を表示し事業完了時の図面を提出すること

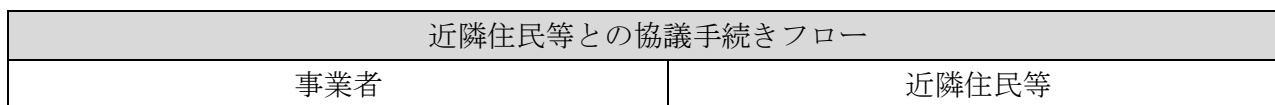
造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・施工前後の地盤面 ・切土、盛土の施工範囲 ・切土、盛土の高さ及び勾配 ・丁張りの位置 ・擁壁の位置 ・排水施設の位置 ・その他災害を防止するための施設の位置 	縦断図 縦 1/200 以上 横 1/500 以上 横断図 1/200 以上	
排水計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類、位置、寸法(規模)、勾配 ・排水の流下方向 ・吐口の位置 ・放流先の位置及び名称 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・排水の放流等にあたり、必要とされる許可等がある場合は図面上に位置及び内容等を明示すること
排水計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類、位置、寸法(規模)、勾配 ・排水の流下方向 ・吐口の位置 	1/500 以上	
擁壁の背面図及び断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の高さ、寸法 ・鉄筋位置及び間隔 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 ・支持地盤の土質 	1/50 以上	
再生可能エネルギー発電設備の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配 ・変電設備の形状、高さ、寸法 	1/50 以上	
再生可能エネルギー発電設備の着色した透視図	<ul style="list-style-type: none"> ・透視した方向 ・再生可能エネルギー発電設備及び架台等の色彩 ・事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩 	1/300 以上	
事業区域の境界から周囲 100 メートル以内の土地及び建築物を明示した図書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域を明示(朱粋) ・事業区域の境界から 100 メートル以内の区域の土地及び建物並びに所有者を明示 ・道路(赤)、水路(青)、色塗り 	1/2, 500 以上	

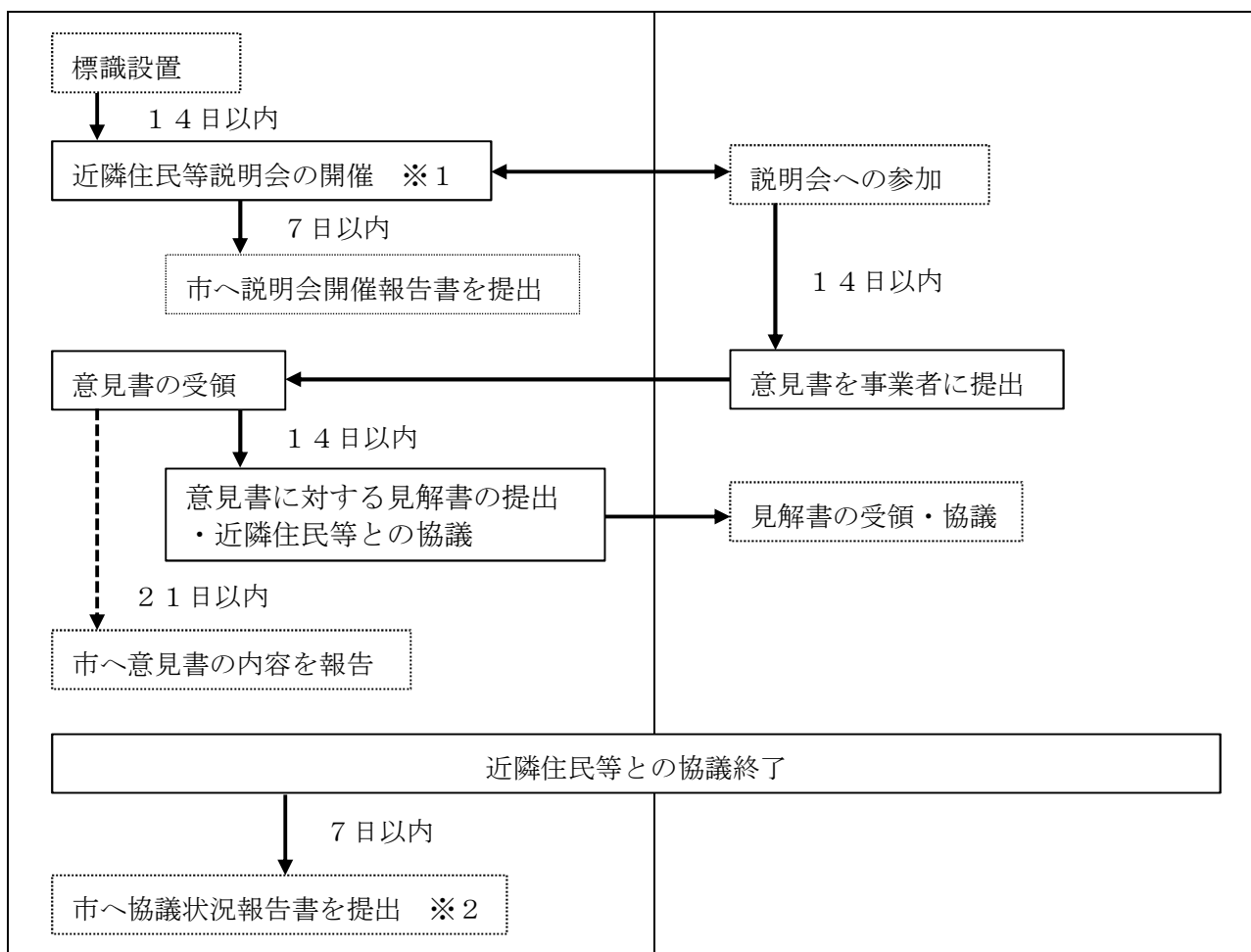
- ※1 上記図面すべてにおいて、図面名称、作成者、寸法、縮尺を標記してください。また、記号を用いる場合は凡例を付して下さい。
- ※2 図面において、既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認してください。既存の資料が無い場合や既存の資料が現況と相違する場合は、測量を行い図面の作成をしてください。

(2) 近隣住民等との協議の手続き



- ※1 「再生可能エネルギー発電設備設置計画についてのお知らせ」(様式第9号)を、事業区域内の公衆の見やすい場所に設置してください。
- ※2 「標識設置報告書」(様式第10号)は、標識設置場所が明示された図書及び設置状況と記載内容が分かる写真を添付し、標識設置から3日以内に提出してください。





※1 近隣住民等説明会の開催は、別途定める「近隣住民等説明会の運用基準について」を参照してください。

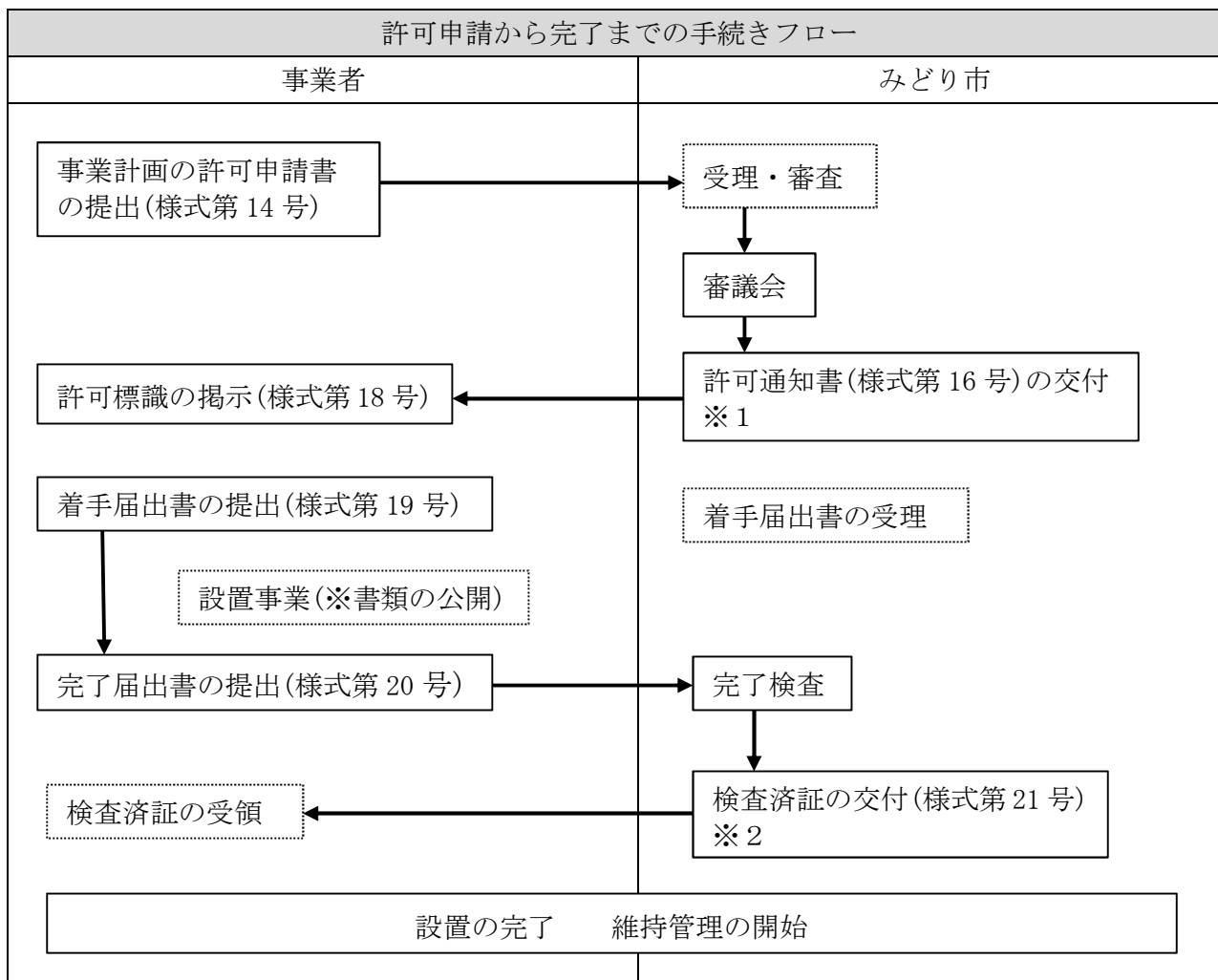
※2 協議が不十分の場合は、再度協議を行うよう指示することがあります。

近隣住民等との協議に伴い市へ提出する報告書等の添付書類		
報告書等の種類	添付書類	備考
説明会開催報告書 (様式第12号)	<ul style="list-style-type: none"> 説明会で配布した資料 その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> 近隣住民等説明会出席者名簿 近隣住民等説明会議事録 近隣住民等説明会通知文(個別通知及び回覧文書) 	提出部数 1部
協議状況報告書 (様式第13号)	<ul style="list-style-type: none"> 意見書写し 見解書の写し 	提出部数 1部

(3) 許可申請の手続き

事業者からみどり市へ「事業計画の許可申請書」(様式第14号)を提出してください。

提出部数 正本1部、副本8部、合計9部



※ 1 不許可の場合は、許可しない旨の通知書(様式第 17 号)を交付します。

※ 2 完了検査の結果、許可基準に適合していないと認められるときは、検査済証を交付できない旨の通知書(様式第 22 号)を交付します。

※書類の公開 事業者は当該許可に係る事業を行っている間、市長に提出した書類の写しを、近隣住民等その他利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させてください。

許可申請等の添付書類		
届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画の許可申請書(様式第 14 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画に係る事前協議書に添付する書類 ・ 事前協議終了通知書の写し 	手数料 3 万円 提出部数 9 部 電子データ 一式
再生可能エネルギー発電設備設置の着手届出書(様式第 19 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可通知書の写し ・ 標識を設置した場所が明示された図面 ・ 標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真 	提出部数 2 部
再生可能エネルギー発電設備設置の完了届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事における各工程の写真 ・ 工事完了状況が確認できる写真 	提出部数 2 部

(様式第 20 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の位置を示す図面 ・土地利用計画平面図 	
------------	---	--

5 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する許可基準

1) 事業区域の周辺地域(以下この項において「周辺地域」という。)における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。																		
<p>(1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。(※1)</p> <p>(2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のため必要最小限度のものであること。</p> <p>※1 の区域の問合せ先 群馬県桐生森林事務所(電話 0277-52-7373)</p>																		
2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。																		
<p>(1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。</p> <p>(2) 事業区域と隣接する土地との間に別表に定める幅の緩衝帯が設けられていること。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="295 963 1189 1406"> <thead> <tr> <th>事業区域の面積</th> <th>緩衝帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1 ヘクタール未満</td> <td>1 メートル</td> </tr> <tr> <td>0.1 ヘクタール以上 0.5 ヘクタール未満</td> <td>2 メートル</td> </tr> <tr> <td>0.5 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満</td> <td>3 メートル</td> </tr> <tr> <td>1 ヘクタール以上 1.5 ヘクタール未満</td> <td>4 メートル</td> </tr> <tr> <td>1.5 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満</td> <td>5 メートル</td> </tr> <tr> <td>5 ヘクタール以上 15 ヘクタール未満</td> <td>10 メートル</td> </tr> <tr> <td>15 ヘクタール以上 25 ヘクタール未満</td> <td>15 メートル</td> </tr> <tr> <td>25 ヘクタール以上</td> <td>20 メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 再生可能エネルギー発電設備が周辺の道路及び公共空地並びに隣接する住宅の敷地から見えないよう低木、目隠しフェンス等の設置による配慮がされていること。</p> <p>(4) 事業区域が、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 58 条第 1 項に規定する登録有形文化財、同法第 109 条第 1 項の史跡、群馬県文化財保護条例(昭和 51 年群馬県条例第 39 号)第 4 条第 1 項の群馬県指定重要文化財、同条例第 38 条第 1 項の群馬県指定史跡、みどり市文化財保護条例(平成 20 年みどり市条例第 25 号)第 4 条第 1 項の市指定重要文化財及び同条例第 31 条第 1 項の市指定史跡の敷地又は区域の境界から 100 メートル以上離れていること。(※1)</p> <p>※1 の区域の問合せ先 みどり市教育委員会文化財課(電話 0277-76-1933)</p>	事業区域の面積	緩衝帯の幅	0.1 ヘクタール未満	1 メートル	0.1 ヘクタール以上 0.5 ヘクタール未満	2 メートル	0.5 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	3 メートル	1 ヘクタール以上 1.5 ヘクタール未満	4 メートル	1.5 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	5 メートル	5 ヘクタール以上 15 ヘクタール未満	10 メートル	15 ヘクタール以上 25 ヘクタール未満	15 メートル	25 ヘクタール以上	20 メートル
事業区域の面積	緩衝帯の幅																	
0.1 ヘクタール未満	1 メートル																	
0.1 ヘクタール以上 0.5 ヘクタール未満	2 メートル																	
0.5 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	3 メートル																	
1 ヘクタール以上 1.5 ヘクタール未満	4 メートル																	
1.5 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	5 メートル																	
5 ヘクタール以上 15 ヘクタール未満	10 メートル																	
15 ヘクタール以上 25 ヘクタール未満	15 メートル																	
25 ヘクタール以上	20 メートル																	
3) 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。																		
<p>(1) 事業区域に砂防法第 2 条の規定により指定された砂防指定地を含まないこと。(※1)</p> <p>(2) 事業区域に水防法第 14 条第 1 項の洪水浸水想定区域を含まないこと。(※2)</p> <p>(3) 事業区域に地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域を含まないこと。(※3)</p>																		

- (4) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。(※4)
- (5) 事業区域に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域を含まないこと。(※5)
- (6) 事業区域に森林法第25条第1項の保安林の区域を含まないこと。(※6)
- (7) 事業区域に河川法第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域を含まないこと。(※7)

※1の区域の問合せ先 渡良瀬川河川事務所大間々砂防出張所（電話 0277-72-1664）

群馬県桐生土木事務所（電話 0277-53-0121）

※2、5の区域の問合せ先 群馬県桐生土木事務所（電話 0277-53-0121）

みどり市危機管理課（電話 0277-76-0960）

※3、4の区域の問合せ先 群馬県桐生土木事務所（電話 0277-53-0121）

※6の区域の問合せ先 群馬県桐生森林事務所（電話 0277-52-7373）

みどり市農林課（電話 0277-76-1937）

※7の区域の問合せ先 渡良瀬川河川事務所桐生出張所（電話 0277-44-3724）

群馬県桐生土木事務所（電話 0277-53-0121）

4) 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対する水平方向2メートルの勾配を超える場合は、宅地造成等規制法施行令第6条第1項に掲げる基準に適合する擁壁が設置されていること。
- (2) (1)に掲げるもののほか、造成計画が宅地防災マニュアル(平成19年3月28日国都開第27号)の基準に適合したものであること。

5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号(※1)までに掲げる基準に適合するものであること。
- (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令第6条第1項(※2)に掲げる基準に適合する方法で設置されていること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。

※1 下水道法施行令第8条

第2号 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

第3号 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。

第8号 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾こう配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

第9号 ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた)を設けること。

第10号 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが15センチメートル以上の泥ためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインパートを設けること。

※2 宅地造成等規制法施行令第6条

法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは次のとおりとする。

第1号 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの(その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。)

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

第2号 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第1

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

6) 地形、地質及び周辺の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

<p>(1) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。</p> <p>(2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 盛土部分の土砂が崩壊しないように締固めその他の措置が講じられていること。</p>
<p>7) 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。</p>
<p>(1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を4メートル確保できるよう事業区域を後退させるなど再生可能エネルギー発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。</p>
<p>8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境への被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。</p>
<p>(1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に再生可能エネルギー発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること。(※1)</p> <p>(3) 事業の完了後に、再生可能エネルギー発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。</p> <p>(4) 再生可能エネルギー発電設備の架台の構造が建築基準法第20条第1項に掲げる基準に適合し、又は当該基準に適合するものに準ずるものとして市長が認めたものであること。</p> <p>(5) 再生可能エネルギー発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。</p> <p>※1 変電設備に設置されている送風機の定格出力が7.5kw以上の場合は、騒音規制法第2条第1項に規定する特定設備に該当します。</p>
<p>9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。</p>
<p>(1) 事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得状況</p> <p>(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況</p>
<p>10) 市の総合計画、環境基本計画、都市計画その他の将来計画に適合していること。</p>

6 事業計画の変更等の手続き

事業計画等の変更がある場合は、変更許可等の手続きが必要となる場合があります。

(1) 事前協議における変更手続き

届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画変更届出書 (様式第8号)	変更内容が確認できる書類	提出部数 9部 電子データ 一式
標識設置変更報告書 (様式第11号)	・ 標識を設置した場所が明示された図面 ・ 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真	標識設置から3日以内 提出部数 2部
事前協議取下書 (様式第5号)	様式に記載できない場合は、取下げ理由書	提出部数 2部

(2) 許可申請における変更手続き

変更許可書等の種類	添付書類	備考
事業計画の変更許可申請書 (様式第15号)	変更内容が確認できる書類	提出部数 9部 電子データ 一式 手数料 2万円

7 完了の手続き

事業を完了又は廃止したきは、以下の関係書類を添えて提出してください。

届出書等の種類	添付書類	備考
再生可能エネルギー発電設備設置の完了(廃止)届出書 (様式第20号)	・ 工事における各工程の写真 ・ 工事完了状況が確認できる写真 ・ 事業区域の位置を示す図面 ・ 土地利用計画平面図	完了から10日以内 提出部数 2部

8 再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し

許可事業者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことがあります。

- (1) 不正な手段により、許可又は変更の許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに事業に着手しなかったとき。
- (3) 許可を受け事業に着手した日後1年を超える期間引き続き事業を行っていないとき。
- (4) 許可を受けた要件を満たさない事業を行ったとき。
- (5) 許可を受けた条件に違反したとき。
- (6) 許可を受けた事業内容に変更が生じた場合に、変更の許可を受けずに事業を行ったとき。
- (7) 市の是正措置命令に違反したとき。

9 是正勧告・是正命令

許可事業者が次のいずれかに該当するときは、是正措置の勧告又は命令を行うことがあります。

- (1) 完了検査の結果、許可内容に適合していない箇所が認められるとき。
- (2) 許可又は変更許可の事業計画とおりに事業を行っていないとき。
- (3) 許可又は変更許可の規定に違反したとき。

10 土地所有者等に対する措置

- (1) 保全地区内の事業又は大規模事業が行われた土地において、自然環境若しくは景観損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることがあります。
- (2) (1)の場合において、土地所有者等以外の者の行為により、(1)の事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることがあります。

11 違反事実の公表

許可事業者が次のいずれかに該当するときは、事業者の住所氏名及びその違反事実を公表します。

- (1) 9(1)から(3)の措置命令に従わないとき。
- (2) 条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったとき。
- (3) 条例に基づく許可を取り消されたとき。